

令和 8 年度 第 1 回岩見沢警察署協議会議事概要

開催日時	令和 8 年 6 月 16 日（火） 午後 3 時 00 分から午後 4 時 50 分まで										
開催場所	札幌方面岩見沢警察署 2 階道場										
出席委員	委 員					警 察 署					
	会 長	山 越 千 鶴	副 会 長	杉 田 英 智	佐 藤 光 一	署 長	小 谷 学	副 署 長	久保田 淳 司	三笠庁舎所長	原 田 恭 亨
委 員		大 道 恵津子		美唄庁舎所長	大 江 昌 範	刑事・生活安全官	古 川 善 大		地域・交通官	廣 瀬 知 之	
		荒 井 愛		警 務 課 長	堤 稔		会計課長	山 田 真 也		生活安全課長	堀 川 悠 介
		久津見 千佳子		会 計 課 長	山 田 真 也		地域課長	阿 部 一 仁		刑事第一課長	中 岡 俊 介
		坂 本 幸 恵		生 活 安 全 課 長	堀 川 悠 介		刑事第二課長	樋 口 賢 也		交通課長	北 村 篤 史
		杉 野 一 義		地 域 課 長	阿 部 一 仁		警 備 課 長	新 山 淳		事務局長	
		林 正 之		刑 事 第 一 課 長	中 岡 俊 介						
		馬 場 克 広		刑 事 第 二 課 長	樋 口 賢 也						
		平 田 京 子		交 通 課 長	北 村 篤 史						
		星 野 恒 徳		警 備 課 長	新 山 淳						
		松 谷 遊 夢		事 務 局	警 務 係 長						
		山 口 由美子									
			(14名)								
	1 自己紹介（委員・職員）										
	2 会長互選・副会長指名										
3 会長挨拶											
4 署長挨拶											
5 協議事項											
(1) 議題											

『熊対策の現状』

(2) 質疑応答（意見）

【委員】

ハンターの報酬はどのように設定されているのでしょうか。

【警察】

各自治体によって報酬額の算定基準は様々です。駆除の方法や駆除頭数ごとに報酬額を設定している自治体もあれば、過去の出動時間や駆除頭数等を勘案して年間の報酬として支給している自治体もあるようです。

【委員】

私は観光施設に勤めており、地域外からの客も多く、熊出没時の情報伝達が重要なため、警察や自治体との迅速な情報共有体制の構築と重要エリアのパトロールをお願いします。

【警察】

昨年同様、施設周辺で熊が出没した際は、検索等を行う警察官による直接の立ち寄り、若しくは電話連絡による情報共有と注意喚起を行います。

また、施設駐車場に併設されている車中泊施設の利用者に対しても、生ゴミの処理方法等も含め注意喚起を行うなどして人身被害の防止対策に取り組んで参ります。

【委員】

ほくとポリス等で熊の出没情報が配信されていますが、大ざっぱすぎるので、地図上でピンポイントに確認できるようアップデートしてほしいと思います。

【警察】

昨年、旧美唄警察署で作成した、熊の出没地点をわかりやすく地図に落とした『美唄くまっぷ』を岩見沢警察署バージョンで作成して熊の出没状況を周知したいと考えています。

【委員】

緊急銃猟を行うためには4つの要件をクリアする必要があるとのことですが、最終的にこの可否について誰が判断するのですか。

【警察】

緊急銃猟は自治体の権限であるため、最終判断は自治体の首長が行います。

【委員】

首長が最終判断している間も、危険は絶えずそこにあるわけで、迅速な判断が求められると思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

【警察】

市街地等は、猟銃の発砲による流れ弾等で逆に市民に重大な危害を及ぼす可能性も十分想定されることから、緊急銃猟は総合的な判断が必要と認めます。

この判断をいかに迅速に行うかが重要であることから、警察では自治体との訓練を積み重ね、連携を強化し、適切な対応ができるようにして参ります。

(3) 事前に受けた質問の回答

【委員】

岩見沢警察署管内で、少年が罪を犯した件数とその内訳、少年が犯罪被害に遭った件数とその内訳についてそれぞれ教えてください。

また、警察機関における少年犯罪防止対策の概要についても御教示願います。

【警察】

まず、当署管内での少年犯罪及び犯罪被害の件数と内訳につきましては、確定値が出ております令和7年中の数値で回答いたしますと、犯罪少年の検挙人数は14人で、その内訳は凶悪犯1人、窃盗犯11人、その他刑法犯1人、福祉犯1人で、同規模の江別署や滝川署に比べると10人ほど少なくなっております。

一方、被害少年の人数は37人で、その内訳は凶悪犯被害1人、粗暴犯被害6人、窃盗犯被害16人、風俗犯被害6人、福祉被害8人となっております。

次に、警察機関における少年犯罪防止対策の概要につきまして、道警察では

- ① 警察本部及び各方面本部への少年サポートセンターの設置
- ② スクールサポーター制度の推進
- ③ 学校等と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催
- ④ インターネットに起因する児童の犯罪被害等を防止するための取組
- ⑤ 少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための取組
- ⑥ 少年サポートセンターに少年相談110番の開設

以上6つの取組を推進しております。

【委員】

自転車の交通ルールと違反の判断基準を明確化してほしいです。

【警察】

自転車の交通ルールは、傘差し運転のように自転車特有の違反形態はあるものの、基本的には信号無視や一時不停止など自動車の交通ルールと変わりありません。

自転車の交通違反は113種類あり、個別に説明することは難しいので、警察庁のホームページで公開している「自転車ルールブック」や、岩見沢市役所等でも資料を作成しておりますので、これらを参考としてください。

また、自転車の交通違反については、現場における指導警告を基本として交通ルールを遵守してもらいますが、飲酒運転等の悪質な違反や、指導警告に従わない場合には切符による手続きがとられます。

取締り強化のために自転車の青切符制度が導入されたわけではなく、自転車の利用者に交通ルールを守ってもらい、交通事故を少しでも減らすことが目的であることを御承知おきください。

【委員】

4月から始まった自転車の青切符について、報道がなされた時は守られていたように思いましたが、5月に入って逆走や並走などが多くなったと感じております。

月初めに、学校に対して自転車の走行についての指導を徹底する働きかけをしたらどうかと考えております。

【警察】

当署では、毎月1日を自転車啓発強化日として、時間や場所を変え、ターゲットを選定して街頭活動を実施しております。

また、本制度が始まって以降、各学校における交通安全教室や企業、町内会等の交通安全講話等において、改正道交法の趣旨や改正内容等について、チラシやスライドを活用するなどして浸透を図っているほか、スーパー等において、普段交通教育を受ける機会の少ない主婦や高齢者を対象とした啓発活動も行っております。

【委員】

三笠市内の道道交差点でトラックと乗用車がぶつかりそうになったそうで、信号機をつけないと危険だという話を聞きましたので御検討をお願いします。

【警察】

対象となる交差点は、道道岩見沢三笠線が主道路、道道岩見沢桂沢線が従道路となる交差点で、従道路側に一時停止標識による交通規制がなされています。

この交差点における交通事故の発生状況は、過去5年間で1件と発生自体は多くありません。また、交通量も少ないことから、この交差点に通常サイクルの信号機による交通規制を設けた場合、交通の円滑を妨げるおそれがあると判断され、過去にも同様の要望が寄せられたことがあります。同じ理由で信号機の設置には至っておりません。

したがって、現状におきましては、一時停止標識による規制が望ましいと判断されます。

なお、この交差点の従道路側に、通行する車両等に対し交通安全を働きかける「交通安全のぼり」が設置される予定です。

6 次回協議会の開催予定等

令和8年9月中旬の開催を予定。